

古文書を読む会学習記録

作成日 平成29年 3月10日

開催日	平成29年 3月 9日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂リハーサル室	出席人数	16名
講 師	真田 雅行氏	作成者	兒玉 仙三
テーマ	第一学習 赤井村石井家文書 ⑮		
概 要	<p>I、大久保加賀守様より御渡の御書付写（文政五丑年正月晦日）</p> <p>貸金銀・売掛等のもめ事が出訴の節、公事馴れの者を、同居の親類とか申して差出、或いは、相手と話合いもせず訴出る故、相手が死亡・故行方不明・名前違等毎度有る。その上、僅かの滞りでも相手取って訴えたり、高利で貸したものを、小作米の名目に直す類も間々有るやに聞く。</p> <p>近来、出訴の儀が猥になっており不埒である。今後は、かかる不埒の出訴は、本人は勿論、村役人までも吟味の上、願い出るべきこと。</p> <p>II、廻状による申達（金沢役所より六ヶ村名主・組頭へ）</p> <p>2月分月納金は8日・9日の内各村々は納められたし。（閏正月21日）</p> <p>→（勝手な解釈）窮乏の状態を読み取れる。</p> <p>III、売渡す山の證文の事（覚園寺谷 安左衛門殿宛、文化六巳年）</p> <p>1、明月院様御領分の峠坂の丸山</p> <p>代金三十五両 但し、文字金</p> <p>これは御年貢差支えの代金として受領。年季の儀は巳年より卯年まで三十五年とする。年季明代金を完済の時は、上記の山にてお返し下さい。若し、その節、金子が滞る場合は、この證文を持って何ヶ年もご支配ください。</p> <p>2、御年貢の儀は、一ヶ年に塩四斗入一俵ずつ御上納下さい。</p> <p>十二所持山主 三郎左衛門 他</p> <p>IV、諸用書 第十二</p> <p>1、差上申手形の事（浦賀御番所御当番衆中宛 文政七申閏八月五日）</p> <p>相模国西浦賀 善七船沖船頭清五郎 水主三人乗り この度江戸表より酒貳拾樽、小間物・・（省略）・・積立、相州西浦賀まで罷下り申し候。御番所相違なくお通し下さい。</p> <p>中村八太夫代官所 （以下省略）</p> <p>2、覚</p> <p>以下、単純なる受取とか送達の備忘録程度に付き省略。</p>		
次回予定	平成29年 3月23日 10:00～12:00 於：金沢公会堂リハーサル室 第二学習 和宮様御下向 ③		